

令和 3 年(2021 年) 4 月 8 日

不動産事業者の皆様

札幌市長 秋元 克広

**新型コロナウイルス感染症対策に伴う配慮について（お願い）**

平素より札幌市政の推進に格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大防止につきましては、これまでもご協力をいただいているところであり、重ねて感謝申し上げます。

札幌市内の感染状況は、令和 3 年 3 月上旬から、様々な場面での発生や、変異株による感染の影響から、新規感染者数は増加傾向が続いており、予断を許さない状況となっております。

4 月は入学・入社・転勤シーズンであり、これに伴う取引物件の内覧をはじめとして不動産事業者におかれましては、市内外から多くのお客様の出入りがある状況と推察しております。

全道への感染拡大を防ぐためには、札幌市における感染を徹底して抑え込むことが不可欠であることから、市内不動産事業者の皆様におかれましても、業種別ガイドライン（別紙参照）などを参考にいただき、感染症の拡大防止に努めていただきますようお願いいたします。

**【本通知のお問い合わせ先】**

札幌市経済観光局産業振興部商業・経営支援担当課

担当：高橋、牛嶋

Tel 011-211-2372 Fax 011-218-5130

## 【別紙】

### 不動産業における具体的な対策例

- 1 事務所・店舗への来店やモデルルーム等への来場を予約制にする。
- 2 できる限り少人数での来店・来場を依頼し、お客様同士の距離を2メートルを目安に（最低1メートル）確保するよう努める。
- 3 お客様等との面談の日時・場所・相手方等を記録する。
- 4 現場の物件の状況等を勘案しつつ、マスクを着用し消毒液（アルコール等）の設置や不特定の者が触れる箇所・物品の定期的な消毒を実施する。
- 5 契約書面、重要事項説明書等を相手方に事前送付し、対面での説明時間の短縮を図る。
- 6 自社が管理するHPやSNSに対応方針を掲載し、お客様に対して感染拡大防止策への理解を求める。

（※国土交通省「不動産業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」<https://www.mlit.go.jp/common/001383647.pdf> から抜粋）

#### ■ その他：「従業員に対する感染防止対策の周知の徹底」

職場に関連したクラスター発生や重症化リスクの高い方等への感染を防止するために、従業員の皆さまに対し、以下ア～クについて、特に周知いただきますようお願いいたします。

ア 業種別ガイドラインや新北海道スタイルの実践などを宣言している店舗を利用すること。

イ 飲食店を利用する際には、4人以内など少人数かつ短時間で、深酒をしないこと。

ウ ローテーション勤務やテレワークの活用による在宅勤務や時差出勤をより一層徹底すること。

エ 外出等により人と接触する際は、マスクの着用、換気の徹底、大声での会話の回避、距離をあけて対面はさける等の感染対策を行うこと。

オ 従業員の健康状態（体温、咳の症状や味覚・嗅覚の異常等）を記録する等、体調管理を徹底するとともに、体調が悪い従業員は出勤を控えること。

カ 感染リスクが高まる行為は極力控えること。

キ 高齢者や基礎疾患を有する方等と接する場合は慎重な行動をとること。

ク 休憩や食事場所等、職場での感染リスクが高い場所の再点検をすること。